

佐野市木造住宅耐震診断士派遣実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、市の区域内に存する木造住宅の居住者（入居予定である者を含む。）に対し、市が耐震診断士を派遣し、耐震診断を実施することにより、地震に対する住宅の安全性に関する意識の啓発、耐震診断に関する知識の普及及び耐震改修の実施の促進を図り、もって地震に強いまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添第1の建築物の耐震診断の指針に基づいて行う耐震診断又は同告示別添第1ただし書の規定に基づき、国土交通大臣が指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める方法によって行う耐震診断をいう。
- (2) 耐震診断士 国土交通大臣登録木造耐震診断資格者講習又はこれと同等と市長が認めるものを受講し、受講修了書の交付を受けた建築士をいう。

(対象住宅)

第3条 耐震診断士の派遣の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、市の区域内に存する住宅であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日（以下「基準時」という。）以前に着工された木造二階建て以下の一戸建て住宅（延べ面積の2分の1以上を住宅の用途に供しているものを含む。）であること。ただし、基準時以後の増築がある場合は、増築部分の床面積の合計が、基準時以前の延べ面積の2分の1以下であるものを対象とする。
- (2) 在来軸組工法、伝統的構法及び枠組壁工法により建築された賃貸を目的としない住宅

(耐震診断士の派遣を受けられる者)

第4条 耐震診断士の派遣を受けられることができる者は、次の各号のいずれに

も該当する者とする。

- (1) 対象住宅を所有する個人（共有するものを含む。以下「所有者」という。）又は当該所有者の2親等以内の親族（以下「2親等親族」という。）であって、現に対象住宅に居住若しくは入居予定である者
- (2) この告示による耐震診断を受けたことがない者
- (3) 過去に附則第2項の規定による廃止前の佐野市木造住宅耐震診断費用補助金交付要綱（平成19年佐野市告示第113号）の規定による佐野市木造住宅耐震診断費用補助金の交付を受けたことがない者
- (4) 次に掲げる税金を滞納していない者
 - ア 佐野市税条例（平成17年佐野市条例第63号）、佐野市都市計画税条例（平成17年佐野市条例第64号）又は佐野市国民健康保険税条例（平成17年佐野市条例第65号）の規定により課された全ての市税（以下「市税」という。）
 - イ 国税及び栃木県県税条例（平成17年栃木県条例第5号）の規定により課された全ての県税（以下「国税等」という。）

2 2親等親族が申請する場合は、前項に規定する要件に加え、所有者が市税及び国税等を滞納していないことを要件とする。

（申請）

第5条 耐震診断士の派遣を受けようとする者は、耐震診断士派遣申請書により市長に申請しなければならない。

（耐震診断士の派遣の決定）

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに、その内容を審査し、耐震診断士の派遣を決定したときは耐震診断士派遣決定通知書により、耐震診断士を派遣しないことと決定したときは、耐震診断士を派遣しない旨の通知書により申請者に通知する。

（耐震診断の実施）

第7条 市長は、前条の規定により耐震診断士の派遣を決定したときは、市と佐野市木造住宅耐震診断業務委託契約を締結している者（以下「委託業者」という。）に耐震診断士派遣依頼書により耐震診断士の派遣を依頼する。

2 前項の規定により耐震診断士の派遣を依頼された委託業者は、第6条の

規定による耐震診断士の派遣の決定を受けた者（以下「派遣決定者」という。）と実施日時を調整の上、耐震診断士を派遣し、耐震診断を実施する。

- 3 前項の規定による耐震診断士の派遣及び耐震診断の実施に要する費用は、市が負担する。

（派遣の決定の取消し）

第8条 市長は、派遣決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、耐震診断士の派遣の決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 第4条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
(2) 偽りその他不正の手段により耐震診断士の派遣の決定を受けたことが判明したとき。

- 2 市長は、前項の規定により耐震診断士の派遣の決定を取り消したときは、耐震診断士派遣取消通知書（別記様式）により当該派遣決定者に通知する。

- 3 市長は、第1項の規定により耐震診断士の派遣の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る耐震診断を既に実施しているときは、当該派遣決定者に対し、当該耐震診断に係る費用を請求することができるものとする。

（結果報告）

第9条 耐震診断士は、耐震診断が完了したときは、耐震診断実施結果報告書により派遣決定者に報告しなければならない。

- 2 派遣決定者は、前項の規定による報告を受けたときは、耐震診断士派遣完了報告書により市長に報告しなければならない。

（書類の様式）

第10条 第8条第2項に定めるもののほか、この告示の規定により必要とする書類の様式は、市長が別に定める。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（佐野市木造住宅耐震診断費用補助金交付要綱の廃止）

- 2 佐野市木造住宅耐震診断費用補助金交付要綱（平成19年佐野市告示第113号）は、廃止する。

（佐野市木造住宅耐震診断費用補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置）

- 3 この告示の施行の日の前日までに、廃止前の佐野市木造住宅耐震診断費用補助金交付要綱の規定により交付の申請を行った者に対する佐野市木造住宅耐震診断費用補助金の交付については、なお廃止前の佐野市木造住宅耐震診断費用補助金交付要綱の例による。